

公共機関から

がん検診の精密検査は お済みですか？

◆「精密検査受診」までが「がん検診」です

市では、春から秋にかけて各種がん検診を実施してきました。毎年、「要精密検査」の判定が出ていても受診しない方がいます。今回の通知は精密検査が必要という意味で、「がんの疑いを含め異常（病気）がありそう」と判断されたということとです。その原因について、より詳しい検査を行い本当に異常があるかどうか、あるとしたらどのような異常なのかを調べる必要があります。がんでない方でも精密検査が必要と判断される場合が少なからずありますが、要精密検査とされた方は一般の方よりもがんが発見される確率が高くなります。

せっかくがん検診を受けても精密検査を受けないまま放置しておいては、「早期発見・早期治療につなげる」という検診の意味がありません。**▼症状がないから…早期がんの大部分は症状がありません。毎年同じ結果だから…その**

結果が必ずしも前回と同じ場所にある同じものとは限りません。新たなものである可能性もあります。

※「要精密検査」の結果が届いた方は、できるだけ早く精密検査を受けてください。

▽健康推進課 ☎32・30000

◆年末年始は料理を おいしく食べ切ろう！

県では、食品ロス削減に係る「食べきり」運動を推進しています。家庭では作った料理は早めにおいしく食べきり、外食時は食べきれない量を注文し、おいしく食べきり、一人ひとりがもつたいたいという気持ちで普段から意識して行動しましょう。

▽秋田県生活環境部温暖化対策課 ☎018・860・1560

◆政治家の寄附は禁止 有権者が求めることも禁止

政治家（現職、候補者、立候補予定者）が、選挙区内の人や団体に対して寄附をすることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附を求めるとも禁止されています。政治家と有権者のクリーンな関係を保ち、

お金のかわからない選挙を実現するために寄附禁止のルールを守りましょう。

◆政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんを問わず禁止されていて、次を除き罰則の対象となります。

- ①政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
- ②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典
- ※①②いずれの場合であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の程度を超えている場合は処罰されません。

※政党その他政治団体、親族に対するものおよび政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償（食事や食料の提供は禁止）は除かれます。

◆政治家に対する寄附の勧誘 要求の禁止

政治家に対し寄附をするように勧誘や要求することも禁止されていて、政治家を威迫あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めるとも禁止され、威迫し

て求めると処罰されます。

◆政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員・構成員である会社や団体が、選挙区内にある者に対して政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されていて、選挙に関して寄附をすると処罰されます。（政党に対するものは除かれます）

◆後援団体の寄附の禁止

後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんを問わず処罰されます。

◆時候のあいさつ状の禁止

政治家は選挙区内にある者に対し、答礼（相手方への返事）のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞いなど時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。

生活・環境

◆年末の交通安全運動

▽冬道の安全運転の励行
▽飲酒運転等危険運転の防止
▽後部座席を含めた全ての座席シートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

◆飲酒運転追放県民運動強調

▽期間／12月1日(木)～31日(出) 年末は忘年会などで飲酒の機会が増える時期です。飲酒運転や酒気帯び運転は、正常な判断や運転操作が出来ないため大変危険です。前日の飲酒量により、翌朝にアルコールが残っている場合もあります。「飲んだら乗るな！乗るなら飲むな！」を徹底し、家庭・職場・地域ぐるみで飲酒運転を撲滅しましょう！

◆犬を飼っている方へお願い

をしつかりしながら運転しましょう。特にカーナビゲーション等を見ながらの運転は安全確認が不注意になるため大変危険です。

▽飼主へお願い
▽習性を正しく理解して、終生責任をもって飼います。

▽飼育場所周辺の方に迷惑をかけることのないように注意しましょう。（鳴き声、糞尿の臭気、毛などの生活環境、適正なしつけや訓練をしましょう）

▽散歩中のフンは必ず処理できる袋を携帯して持ち帰りましょう。携帯していてもそのまま放置していく方や置き散らしていく方がいます。放置されて困っている方のことを考えて、マナーを守り清潔なまちづくりを心がけましょう。

◆高額のSMS(ショートメッセージ)に、自分では応募をしていない懸賞や高額当選の連絡が届きます。その権利を得るためには受取手数料が必要となり、コンビニエンスストアで電子マネーを購入して、記載されている番号を教えるように指示されます。一度でも連絡をして番号を教えてしまうと、何度も手数料などを支払うように連絡がくるだけで、その当たったお金等が手元にくることはありません。突然送られてくる当選メールは100%詐欺です。

◆還付金等詐欺

税金や医療費等の還付に必要な手続きを装って、ATMを操作させてお金をだましとる手口です。還付金の手続きには期限があると急がせたり、使っているキャッシュカードと携帯電話を持ってATMに向かうよう指示をされます。市職員や金融機関職員等を名乗る人から自宅に電話がきて、ATMの話が出たら100%詐欺です。

市職員や金融機関職員等が、手続きでATMに行くように依頼することは絶対にありません。ATMまで誘導されて携帯電話で教えられたとおりに操作すると、実は相手

◆高額のSMS(ショートメッセージ)に、自分では応募をしていない懸賞や高額当選の連絡が届きます。その権利を得るためには受取手数料が必要となり、コンビニエンスストアで電子マネーを購入して、記載されている番号を教えるように指示されます。一度でも連絡をして番号を教えてしまうと、何度も手数料などを支払うように連絡がくるだけで、その当たったお金等が手元にくることはありません。突然送られてくる当選メールは100%詐欺です。

の口座にお金を送金してしまうことになりま

携帯電話のSMS(ショートメッセージ)に、自分では応募をしていない懸賞や高額当選の連絡が届きます。その権利を得るためには受取手数料が必要となり、コンビニエンスストアで電子マネーを購入して、記載されている番号を教えるように指示されます。一度でも連絡をして番号を教えてしまうと、何度も手数料などを支払うように連絡がくるだけで、その当たったお金等が手元にくることはありません。突然送られてくる当選メールは100%詐欺です。

応募をした覚えもないのにお金等が当たるわけがありません。そのようなメールが送られてきたら、無視するようにして相手に連絡をしてはいけません。自分がその状況になれば気持ちが焦ってしまい、その内容を信じてしまう場合もあります。自分だけは大丈夫だと過信せずに落ち着いて判断をして、だまされないように気をつけましょう。

消費生活センター ☎32・3043

◆高額のSMS(ショートメッセージ)に、自分では応募をしていない懸賞や高額当選の連絡が届きます。その権利を得るためには受取手数料が必要となり、コンビニエンスストアで電子マネーを購入して、記載されている番号を教えるように指示されます。一度でも連絡をして番号を教えてしまうと、何度も手数料などを支払うように連絡がくるだけで、その当たったお金等が手元にくることはありません。突然送られてくる当選メールは100%詐欺です。

◆高額当選詐欺

携帯電話のSMS(ショートメッセージ)に、自分では応募をしていない懸賞や高額当選の連絡が届きます。その権利を得るためには受取手数料が必要となり、コンビニエンスストアで電子マネーを購入して、記載されている番号を教えるように指示されます。一度でも連絡をして番号を教えてしまうと、何度も手数料などを支払うように連絡がくるだけで、その当たったお金等が手元にくることはありません。突然送られてくる当選メールは100%詐欺です。

孫や息子などの親族をかたって相手を信用させ、現金を要求するのは詐欺の手口です。現金を要求したり、個人情報等を聞き出すとする電話があった場合は、すぐに電話を切って警察に相談してください。あらかじめ防犯機能付き電話を利用して、相手に対し通話を録音していることを知らせるのも特殊詐欺の被害防止に効果があります。

▽由利本荘警察署にかほ幹部交番 ☎43・2935

◆警察からお願い

孫や息子などの親族をかたって相手を信用させ、現金を要求するのは詐欺の手口です。現金を要求したり、個人情報等を聞き出すとする電話があった場合は、すぐに電話を切って警察に相談してください。あらかじめ防犯機能付き電話を利用して、相手に対し通話を録音していることを知らせるのも特殊詐欺の被害防止に効果があります。

▽由利本荘警察署にかほ幹部交番 ☎43・2935

◆特殊詐欺に注意

10月12日、孫の上司をかたる男から、にかほ市内居住の被害者宅に「お孫さんが携帯電話と重要な書類を電車の中に置き忘れた」、「JRの職員から電話が入るので、携帯電話の番号を教えてください」などと電話がありました。その後、被害者の携帯電話にJRの職員をかたる男や孫をかたる男から次々と電話があり、取引先に損害を与えたなどと現金を要求され、孫の上司をかたる男の関係者に現金100万円をだまし取られる詐欺被害に遭いました。

◆警察からお願い

孫や息子などの親族をかたって相手を信用させ、現金を要求するのは詐欺の手口です。現金を要求したり、個人情報等を聞き出すとする電話があった場合は、すぐに電話を切って警察に相談してください。あらかじめ防犯機能付き電話を利用して、相手に対し通話を録音していることを知らせるのも特殊詐欺の被害防止に効果があります。

▽由利本荘警察署にかほ幹部交番 ☎43・2935